



川西市参画と 協働のまちづくり 推進条例

できました！

平成22年10月1日からスタートします

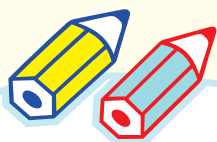


参画と協働のまちづくりに向けて

市では、平成20年度から約2年間の月日をかけ、参画と協働のまちづくりを進めるため、基本的なルールとなる条例の制定に向けた検討を進めてきました。

『参画』とは、市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わって意見や提言を行うことをいいます。また、『協働』とは、市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO（民間非営利組織）、事業者や市など様々なまちづくりの主体が、それぞれの役割に基づき、お互いの立場を尊重し、地域の課題解決に向けて相互に補完し合うことをいいます。

これら、参画と協働を基本とし、住みよいまちをつくっていくことを「参画と協働のまちづくり」といいます。



市では、第4次総合計画に基づき、まちづくりの主体となる市民等の自主的・主体的なまちづくり活動への参画と協働を進めています。条例制定の背景については、条例の前文にも記していますが、大きく、次の3点であると考えています。

①地域活動の持続化

本市では、早くから自治会、コミュニティなどの地域活動、そしてボランティアやNPOなどの市民活動が大変活発に行われてきましたが、最近では、高齢化や都市化の進展で、自治会加入率の低迷・減少、コミュニティ活動における役員の負担感の増大やなり手の不足、行政の下請け感、また、地域における団塊の世代の活躍機会の確保などという課題があります。

②行政資源の減少

行政では、厳しい財政状況などにより、多様化・高度化する市民ニーズや、複雑化する地域課題に対応しきれなくなり、これまでのような行政主導型のまちづくりが限界にきています。

③定住人口・交流人口の確保

これまで住宅都市として成長してきましたが、地方分権の進展や人口減少、少子・高齢化時代の到来など社会情勢が大きく変化する中で、これからも、「住んでみたい」、「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めなければ、まちが衰退します。

川西市で
新しい条例ができたんだ！
でも…どうして、
条例を作ったのかなぁ？



へええ、そうなんだ！
みんなで一緒になって、
住みよいまちづくりをしないと、
大変なことになっちゃうんだねえ！
で、条例には、どんなことが書いて
あるの？



市民の皆さんと行政の共通のルールづくり

この条例には、参画と協働のまちづくりを進めるため、市民の皆さんと行政とが共有する基本的な考え方やルールが書かれています。

大きな二本の柱は、「行政活動への市民参画」（市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的にかかわる手続きを定めたもの）と「市民公益活動への支援及び市民等との協働」（市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進することを定めたもの）です。

そして、参画と協働のまちづくりの進み具合の検証などをする「推進会議」を設置することとしています。

計画策定時の意見募集などを規定しました

「参画」の手続きは、具体的には第8条から11条に規定されています。

第9条では『意見提出手続』として、市が市民生活に大きな影響を及ぼすような基本計画などを作る場合には、その案を事前に公表し、市民の皆さん等から意見を募集することなどを規定しています。

第10条では『付属機関等』として、審議会など付属機関等の委員選任のあり方や会議の公開等のことなどを規定しています。

第11条では『その他の措置』として、広く市民等の意見及び提案をいただくため、アンケート、モニター、ワークショップ、意見交換会等、事案の性質や内容、意見等を求める時期等を考慮し、最も効果的と思われる方法で行うことを規定しています。

じゃ、具体的な「参画」の手続きには、どんなものがあるの？



それなら、「支援」や「協働」の方はどうするの？



公益活動支援などを基本計画で

「支援」や「協働」に関しては、第12条から14条に規定されています。

第13条では、市長は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策を実施することを規定しています。

また、第14条では、支援や協働を進める基本施策として、情報共有や人材発掘、育成、そして市民公益活動や協働の重要性についての認識を深める機会を確保することを規定しています。

多様な主体が取り組みを進めることが大切

もちろん、この条例を作っただけで、まちづくりが一気に変わるものではありません。

個性的で魅力あふれるまちづくりを進めるためには、行政活動への市民参画や多様なまちづくりの主体が協働する取り組みなどが必要不可欠となります。

そういった参画と協働のまちづくりを進めるための、1つの手段がこの条例であると考えています。

この条例の理念のもと、市民の皆さんや行政が一丸となり、様々な施策を展開していくことで、かけがえのない“ふるさと川西”をさらに住みよいまちにしていけるものと確信しています。

この条例ができれば、すぐに住みよいまちになるのかなあ？





「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」策定過程

- 平成20年度施政方針において、(仮称)市民参加条例の策定に着手する旨、表明
- 平成20年7月22日 議員協議会にて策定に係るスケジュール等説明
- 平成20年9月～平成21年1月 協働のまちづくりワークショップの開催
- 平成21年3月～5月 市民アンケートの実施・集計・分析
- 平成21年6月 協働のまちづくりワークショップ実施報告書作成、公表
- 平成21年11月 協働のまちづくり推進にかかる基本方針作成、公表
- 平成21年7月～12月 条例案の協議(経営会議、PT、法制担当、アドバイザー)
- 平成21年12月～平成22年1月 庁内意見募集・調整
- 平成22年2月1日 条例(案)要綱説明会 参加者募集 広報誌・ホームページ掲載、募集開始(～2/15)
- 平成22年2月16日 議員協議会<(仮称)川西市市民参加条例策定に係る経過と今後のスケジュールについて>
- 平成22年2月26日、27日、3月2日 条例(案)要綱 市民説明会の開催
- 平成22年3月1日～23日 条例(案)要綱意見提出手続(パブリックコメント)募集
- 平成22年4月19日 議員協議会<条例(案)要綱の意見提出手続(パブリックコメント)結果等について>
- 平成22年5月6日～31日 条例(案)要綱意見提出手続(パブリックコメント)結果の公表
- 平成22年6月 議案上程「川西市参画と協働のまちづくり推進条例の制定について」
- 平成22年6月25日 議案可決



川西市市民生活部市民環境室
参画協働・相談課

☎ 072(740)1105

FAX 072(740)1322

